



磯監第 13 号
平成 27 年 8 月 20 日

大磯町長 中崎 久雄 様

大磯町監査委員 高野澤 均



大磯町監査委員 高橋 英俊



平成 26 年度大磯町歳入歳出決算健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見書について (提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成 19 年法律第 94 号) 第 3 条第 1 項及
び第 22 条第 1 項の規定により、平成 26 年度大磯町歳入歳出決算健全化判断比率及び資
金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。





平成 26 年度

大磯町一般会計及び特別会計決算
並びに基金の運用状況審査意見書

大磯町歳入歳出決算健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見書

大磯町監査委員

目 次

第1	審 査 の 対 象	1
第2	審 査 の 期 間	1
第3	審 査 の 方 法	1
第4	審 査 の 結 果	2
	1. 総 説	2
	2. 直接審査時の各課等への要望事項	2
第5	一般会計・特別会計決算の概要	5
	1. 決算の総括	5
	2. 財政分析指標	8
第6	一般会計の決算概要	9
	1. 収 支 状 況	9
	2. 歳 入	9
	3. 歳 出	18
第7	特別会計の決算概要	29
	1. 国民健康保険事業特別会計	29
	2. 後期高齢者医療特別会計	32
	3. 介護保険事業特別会計	34
	4. 下水道事業特別会計	36
第8	各部等の決算概要	38
第9	実質収支に関する調書	44
第10	財産に関する調書	45
	1. 公 有 財 産	45
	2. 物 品	45
	3. 債 権	45
第11	基金の運用状況	46
第12	む す び	47
平成26年度健全化判断比率審査意見書		49
平成26年度資金不足比率審査		50

(註) 1. 文中又は各表中の比率等は、小数点以下第2位を四捨五入とした。

2. 構成比率(%)は合計が100となるよう一部調整した。

3. 「-」は該当数値のないものまたは求められないものである。

平成 26 年度大磯町歳入歳出決算
健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

平成 26 年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この健全化判断比率の審査は、町長から提出された健全化判断比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成 27 年 7 月 21 日から平成 27 年 8 月 19 日まで

3 審査の結果

- (1) 審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 26 年度	平成 25 年度	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	—	14.16	
②連結実質赤字比率	—	—	19.16	
③実質公債費比率	5.5	7.7	25.0	
④将来負担比率	68.0	85.7	350.0	

(※実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額が算定されないため「—」表示)

(2) 個別意見

①実質赤字比率について、

平成 26 年度の一般会計の実質収支額は 334,285 千円となっており、赤字額が算定されないため、良好な状態であると認められる。

②連結実質赤字比率について

平成 26 年度の一般会計及び特別会計の実質収支額の合計は 551,630 千円となっており、赤字額が算定されないため、良好な状態であると認められる。

③実質公債費比率について

平成 26 年度の実質公債費比率は 5.5% となっており、早期健全化基準 25.0% と比較すると、これを下回り良好な状態であると認められる。

④将来負担比率について

平成 26 年度の将来負担比率 68.0% となっており、早期健全化基準の 350.0% と比較すると、これを下回り良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に改善すべき事項はない。

平成 26 年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率の審査は、町長から提出された資金不足比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成 27 年 7 月 21 日から平成 27 年 8 月 19 日まで

3 審査の結果

- (1) 審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率

(単位：%)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	経営健全化基準	備 考
下水道事業特別会計	—	—	20.0	

(※資金不足比率は不足額が算定されないため、「—」表示)

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成 26 年度は不足額が算定されないため、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。